

産4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[] 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エブリー・ダイレックス笠岡里庄店

所在地 浅口郡里庄町大字浜中字向新田二五番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 オリックス不動産株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 北村 達也

(2) 名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 五味 肇

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

名称 オリックス不動産株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 深谷 敏成

ほか 一者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更後)

名称 オリックス不動産株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 北村 達也

ほか 一者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和八年一月一日

二 届出年月日

令和八年六月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年六月十二日から同年十月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ